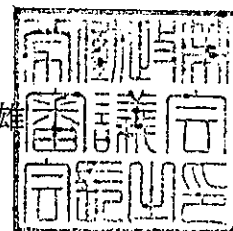


労審発第783号  
平成27年3月2日

厚生労働大臣  
塩崎恭久殿

労働政策審議会

会長 樋口美雄



平成27年2月17日付け厚生労働省発基0217第4号をもって諮問のあった「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」については、別添のとおりとして、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」について、別紙1の労働条件分科会報告、別紙2の安全衛生分科会報告のとおり審議結果が取りまとめられたところであり、これらの報告内容を踏まえ、所要の法律案の作成に当たられたいこと。

平成 27 年 3 月 2 日

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩 村 正 彦

「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 27 年 2 月 17 日付け厚生労働省発基 0217 第 4 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

1 「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」のうち、労働基準法の一部改正関係及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正関係については、別添のとおりとして、おおむね妥当と考える。

2 労働者代表委員から、要綱第一の五の企画業務型裁量労働制について、みなし労働時間制のもとに長時間労働に対する抑止力が作用せず、その結果、長時間労働となるおそれが高まる労働者の範囲が拡大することとなることから対象業務を追加することは認められない、要綱第一の六の特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）について、既に柔軟な働き方を可能とする他の制度が存在し、現行制度のもとでも成果と報酬を連動させることは十分可能であり現に実施されていること及び長時間労働となるおそれがあること等から新たな制度の創設は認められない、との意見があった。

なお、労働者代表委員からは、長時間労働による労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るため、実効的な労働時間法制を整備すべきであり、とりわけ、すべての労働者を対象に労働時間の量的上限規制及び休息时间（勤務間インターバル）規制を導入すべき、との意見もあった。

平成 27 年 2 月 26 日

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄 殿

安全衛生分科会

分科会長 土 橋 律

「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成 27 年 2 月 17 日付け厚生労働省発基 0217 第 4 号をもって労働政策審議  
会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」のうち、労働安全衛生法の一部改正  
関係については、おおむね妥当と考える。